毎週火・金曜日発行

山口県報

平成26年
1月31日
（金曜日）

目次

○規則
山口県漁業調整規則の一部を改正する規則（水産振興課）……一
○告示
平成二十六年産麦類の指定種子生産ほ場の指定（農業振興課）……二
保安林予定森林（森林整備課）……二
保安林の指定（美祢市）（森林整備課）……二
保安林指定施業要件の変更（森林整備課）……三
保護水面の区域の変更（水産振興課）……三
土地収用法の規定に基づく事業の認定（監理課）……四
道路の位置の指定（建築指導課）……五
○公告
国土調査の成果の認証（地域政策課）……五
契約の締結（水産振興課）……五
基本測量の実施の終了（監理課）……六
公共測量の実施の終了（監理課）……六
開発行為に関する工事の完了（建築指導課）……六

規則

山口県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年一月三十一日

山口県知事職務代理者
山口県副知事　藤部秀則

山口県規則第一号

山口県漁業調整規則の一部を改正する規則

山口県漁業調整規則（昭和四十二年山口県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の表中

「一　次のアの点とイの点を結んだ線及び最大高潮時海岸線とによつて囲まれた海域
ア　熊毛郡上関町大字八島字笠石一四四番地に設置した標柱の位置
イ　熊毛郡上関町大字八島字櫛本九二番地の五に設置した標柱の位置」

を

「一　次のアの点とイの点を結んだ線及び最大高潮時海岸線とによつて囲まれた海域（次のウの点とエの点を結んだ線及び最大高潮時海岸線とによつて囲まれた海域を除く。）
ア　熊毛郡上関町大字八島字笠石九五一番地の一に設置した標柱の位置（北緯三三度四三分四二秒東経一三二度八分七秒）
イ　熊毛郡上関町大字八島字津尾一一七番地の三に設置した標柱の位置（北緯三三度四四分六秒東経一三二度八分四五秒）
ウ　熊毛郡上関町大字八島八島漁港A1防波堤南東角（北緯三三度四三分四七秒東経一三二度八分三四秒）
エ　熊毛郡上関町大字八島八島漁港D防波堤中央部突端（北緯三三度四三分四六秒東経一三二度八分三四秒）」

に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告示

山口県告示第三十八号

主要農作物種子法（昭和二十七年法律第百三十一号）第三条第一項の規定により、次の市町の区域内のほ場を平成二十六年産の麦類の指定種子生産ほ場として指定した。

その関係書類は、山口県農林水産部農業振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年一月三十一日

山口県知事職務代理者
山口県副知事　藤　部　秀　則

市町名	面積（アール）
宇部市	三七八
山口市	五八七
防府市	一、六六〇

山口県告示第三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十六年一月三十一日

山口県知事職務代理者
山口県副知事　藤　部　秀　則

一　保安林予定森林の所在場所

萩市大字椿字惣江四六二の一・四六二の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四六五、四七〇の一、四七〇の二、四七二、四七四、四七六、四七九、四八二の一、四八二の二、四八三、四八三の二、四八四、四八七の二、四八七の四、一三〇三、一三〇五、一三二一、一三二二、一三二三、一三二七、一三三〇、一三三一、一三三四、一三三五、一三三七、一三三九、一三四〇、二五八〇、二五八三、二五八五から二五八七まで、大字明木字洗谷松浦ケ谷五九二の一・五九二の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五九二の三、五九二の四・五九二の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五九二の六、字笛吹洗谷六二二の一から六二二の四まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、六二二の五、字粟屋開作四三〇二、四三〇八

阿武郡阿武町大字惣郷字西白須山一〇五五六の一、一〇五五六の一一、一〇五五六の一二

二　指定の目的

土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

萩市大字椿字惣江四八二の一・四八二の二・大字明木字笛吹洗谷六二二の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

阿武郡阿武町大字惣郷字西白須山一〇五五六の一・一〇五五六の一一・一〇五五六の一二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十六年一月三十一日

山口県知事職務代理者
山口県副知事　藤　部　秀　則

一　保安林の所在場所

美祢市秋芳町青景字松尾二五三の一から二五三の三まで、二五四の一、二五四の二、字白別当二七二、二七四、二七六、八五七の一、字清水口二八九の三、八五八、八五九の一、八六三の二、八六四の一、八七五、八七五の一、八七六、八七七、八七

九、八八〇、八八三、字清水ケ奥三二七の一、三二七の四八、三二七の五〇、三二七の五二、三二七の六〇から三二七の六二まで、三二七の八七から三二七の八九まで

二　指定の目的

土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

美祢市秋芳町青景字清水ケ奥三二七の五〇・三二七の六〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成二十六年一月三十一日

山口県知事職務代理者
山口県副知事　藤部秀則

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

萩市大字佐々並字西山一九七四から一九七六まで、一九七七の一、一九七七の二、一九七九、一九八一、一九八二、一九八三の一、一九八三の二、一九八四、一九八五、一九八七から一九八九まで、一九九二、一九九四、一九九五の二、一九九五の三、一九九六の二、一九九八、一九九九の一、一九九九の二、二〇〇〇、二〇〇二、二五七八の一、二五八〇、五六三五の一から五六三五の三まで、字方便一九八六の一三、一九八六の二九、一九八六の三〇、一九八六の三三から一九八六の三七まで、一九八六の三九、一九八六の四五、字奥久保二五七二、二五七三、五五二〇、五五二四美祢市美東町絵堂字長木山一三八、一三九、一四四の一、一四四の二、二四三、二四三の一から二四三の四まで、二四三の六、二四三の七、二四三の九、二四三の一二、二四三の一三、二四三の一五、字弥次郎山三　一七九、字弥次郎山一　一六三、一六四、字弥次郎山二一六六から一七三まで、字弥次郎山三　一七九、字弥次郎山一七九の一、字高森一八〇、字石屋古屋山一八三の一、字高佐山一八六、一八七の一、字高森山一　一八七、一八九、字大ボリカシラ山一八七の二、字大堀ケ浴一八八の一から一八八の三まで、字真名ケ迫一九一の一から一九一の一七まで、一九一の一九から一九一の二二まで、伊佐町伊佐字赤松七三五の一、字椎ノ木畑七四一から七四四まで、七四五の一、七四五の二、七四六、七四七の一から七四七の三まで、七四八、七四九第一、七五〇から七五七まで、二三四六の二、二三四六の七二から二三四六の七八まで、二三四六の八四、二三四六の八五、二三四六の八七から二三四六の九二まで、二三四六の九四から二三四八の九六まで、二三四六の九八、二三四六の一五四から二三四六の一六一まで、字城山一五二六の七五、一五二六の七六、字一ノ穴ケ垰一七〇六、字三ノ畑一七三四の一、一七三四の二、二五九五、二五九七

二　保安林として指定された目的

水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四十二号

水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十五条の二第一項の規定により、保護水面の区域を次のように変更する。

平成二十六年一月三十一日

山口県知事職務代理者
山口県副知事　藤部秀則

一　変更に係る保護水面の区域
保護水面の区域及び同水面の管理者を定める件（昭和四十四年農林省告示第千五百九十七号）に定める区域
二　変更後の保護水面の区域
次のアの点とイの点を結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（次のウの点とエの点を結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。）
ア　熊毛郡上関町大字八島字笠石九五一番地の一に設置した標柱の位置（北緯三三度四三分四二秒東経一三二度八分七秒）
イ　熊毛郡上関町大字八島字津尾一一七番地の三に設置した標柱の位置（北緯三三度四四分六秒東経一三二度八分四五秒）
ウ　熊毛郡上関町大字八島八島漁港A1防波堤南東角（北緯三三度四三分四七秒東経一三二度八分三四秒）
エ　熊毛郡上関町大字八島八島漁港D防波堤中央部突端（北緯三三度四三分四六秒東経一三二度八分三四秒）

山口県告示第四十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成二十六年一月三十一日

山口県知事職務代理者
山口県副知事　藤部秀則

一　起業者の名称
萩市
二　事業の種類
萩市小川支所、萩市小川コミュニティセンター及び萩市消防団田万川方面団田万川第2分団消防機庫整備事業
三　起業地
(一)　収用の部分
萩市大字中小川字横畠地内
(二)　使用の部分
なし
四　事業の認定をした理由
(一)　法第二十条第一号関係
萩市小川支所、萩市小川コミュニティセンター及び萩市消防団田万川方面団田万川第2分団消防機庫整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第十九号、第三十一号及び第三十二号に掲げる施設に関するものである。
(二)　法第二十条第二号関係
本件事業の起業者である萩市は、一般会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。
(三)　法第二十条第三号関係
ア　本件事業の施行により得られる利益は、萩市の事務を円滑に処理するための庁舎を整備することにより地域住民の利便性の向上が図られること、地域コミュニティ活動を推進するための施設を整備することにより農林水産業、商工業その他の産業及び社会教育の振興並びに住民福祉の向上が図られること並びに消防の用に供する自動車、資材、機材等を保管するための施設を整備することにより地域住民の安全の確保が図られることである。
イ　本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設（以下「本件施設」という。）を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のために特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。
ウ　本件事業の起業地は、本件施設の利用者の利便性が高いこと等を条件として、三案について比較検討した上で選定されている。
エ　本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。
オ　以上のことから、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。
(四)　法第二十条第四号関係
本件事業は、萩市の事務を円滑に処理するための庁舎を整備することにより地域住民の利便性の向上を図り、地域コミュニティ活動を推進するための施設を整備することにより農林水産業、商工業その他の産業及び社会教育の振興並びに住民福祉の向上を図り、並びに消防の用に供する自動車、資材、機材等を保管するための施設を整備することにより地域住民の安全の確保を図るため早急に実施されるべき事

業であることから、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであると認められる。

五　起業地を表示する図面の縦覧場所

萩市田万川総合事務所

山口県告示第四十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十六年一月三十一日

山口県知事職務代理者

山口県副知事　藤　部　秀　則

地名及び番地	幅員（メートル）	延長（メートル）	指定年月日
下松市瑞穂町二丁目五八一の四七	四・〇	四六・〇	平成二六、一、八

公告

（二四）国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十六年一月三十一日

山口県知事職務代理者

山口県副知事　藤　部　秀　則

一　国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下関市	平成二十一年四月二十一日から平成二十三年二月二十八日まで	下関市地籍図下関市地籍簿	豊田町大字稲光及び豊田町大字中村の各一部
長門市	平成二十三年四月十二日から平成二十五年二月十二日まで	長門市地籍図長門市地籍簿	仙崎、俵山、東深川、深川湯本及び日置上の各一部

二　認証年月日

平成二十六年一月三十一日

（二五）契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十六年一月三十一日

山口県知事職務代理者

山口県副知事　藤　部　秀　則

一　事務を担当する出先機関の名称及び所在地

山口県水産研究センター　長門市仙崎二八六一番地の三

二　契約に係る特定役務の名称及び数量

漁業調査船くろしおの中間検査業務　一式

三　契約の相手方を決定した手続

随意契約

四　契約の相手方を決定した日

平成二十五年十二月十八日

五　契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

サンセイ株式会社　大阪市淀川区西宮原一丁目六番二号

六　契約金額

二千七百十九万五千円

七　随意契約によることとした理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第八号に該当するため

八　契約担当者

山口県水産研究センター所長　井玉　貢

（二六） 基本測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十六年一月三十一日

山口県知事職務代理者
山口県副知事　藤部秀則

一　作業の種類
基本測量（精密測地網高度地域基準点測量）
二　作業の地域
山口市、岩国市、周南市、熊毛郡田布施町
三　作業の期間
平成二十五年十月一日から同年十二月十八日まで

（二七） 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、宇部市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十六年一月三十一日

山口県知事職務代理者
山口県副知事　藤部秀則

一　作業の種類
公共測量（数値地形図データ作成）
二　作業の地域
宇部市
三　作業の期間
平成二十五年七月十八日から平成二十六年一月十日まで

（二八） 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十六年一月三十一日

山口県知事職務代理者
山口県副知事　藤部秀則

一　開発区域に含まれる地域の名称
下松市南花岡三丁目
二　開発許可を受けた者の住所及び氏名
下松市北斗町六番一〇号
株式会社朋友商事

一　開発区域に含まれる地域の名称
山陽小野田市大字東高泊字平原沖
二　開発許可を受けた者の住所及び氏名
山陽小野田市日の出四丁目四番三七号
植杉　源惠

一　開発区域に含まれる地域の名称
山陽小野田市大字小野田字須賀、字下ノ添及び字上ノ須賀
二　開発許可を受けた者の住所及び氏名
山陽小野田市大字小野田三四〇八番地
中村　正信

平成二十六年一月三十一日印刷
平成二十六年一月三十一日発行
発行所　山口県庁
発行人　山口県知事